

N関労東京第14-10号
2014年12月15日

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
代表取締役社長 岡 政秀 殿

東日本NTT関連合同労働組合
東京支部委員長 奥園 和泉

60歳超え契約社員の時間給引上げに関する要求書

御社より12月10日に提示のあった「60歳超え契約社員の賃金の見直しについて」は、時間給を1,000円以上に引上げる(前出2頁)等を骨子としている。ところが、この時間給の引上げによって、週3日勤務の60歳超え契約社員は、年間15万円程度の社会保険料負担増や、厚生年金44年加入者特例(44年間厚生年金保険料に加入すると、つまり18歳4月公社採用なら満63歳以降、週3日勤務にすると年間約80万円の基礎年金が受給できる制度)から除外されるという新たな弊害が生じ、合計で100万円近い年収減となることが懸念されます。よって下記の組合の要求について、12月25日までに文書にて誠意ある回答を求めます。

記

- 1、時間給を1,000円以上に引上げることによって週3日勤務の60歳超え契約社員においても、別紙1、「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大-厚生労働省年金局 平成26年9月18日」の、①1週間の所定労働時間が20時間以上、②月例賃金が88,000円以上の労働者、③勤務期間1年以上見込みの場合、④500人を超える事業所、のすべての要件・条件を満たし、2016(平成28)年10月以降、健康保険料や厚生年金保険料などの支払い義務が生じるという、組合側の認識について相違ないことを確認すること。
- 2、1項の組合認識に相違ないとすれば、別紙2、「法改正情報2012年8月号-浅山社会保険労務士事務所」の試算のように、2016(平成28)年10月以降、週3日勤務の60歳超え契約社員は、年間15万円程度の社会保険料負担増となるほか、厚生年金44年加入者特例から除外されることにより100万円近い年収減となる。よって、こうした大幅減収とならないよう適切な措置を講じること。
- 3、60歳超え契約社員の時間給は、導入当時、厚生年金と高年齢雇用継続給付を満額支給するために、875円と基本賃金を抑え設定された。もはや60歳からの厚生年金の受給がなされない今、月例賃金および年収を大幅に引上げること。

以上